

石川県における精神障害者の 医療費助成拡大を求める連絡協議会 活動報告会

【プログラム】

1. 開会挨拶 石川県精神保健福祉家族会連合会会長 中谷賢宗
2. 精神障害者生活実態調査報告 松原三郎
3. 特別講演



もうひとつの経済的支援

～医療費助成のしくみと中部甲信・近畿の
12府県への調査結果等を通して～

講師：青木聖久 先生（日本福祉大学教授）

4. 総合討論

参加無料

日程

2024年
2月10日（土）

時間

14時～16時30分

場所

石川県こころの健康センター
2階研修室（金沢市鞍月東2-6）
裏面地図をご参照ください

※裏面の参加申込書
もしくはメールで
お申し込みください。

contact@ishikawa-mentalhealth.net

主催：石川県における精神障害者の
医療費助成拡大を求める連絡協議会

【問合せ先】

松原病院 一ノ宮
〒920-8654 金沢市石引4-3-5
TEL 076-231-4138 FAX076-231-4110

※ 石川メンタルヘルスネット (<https://ishikawa-mentalhealth.net>) にて
チラシをダウンロードできます。

石川県における精神障害者の 医療費助成を求める連絡協議会報告会

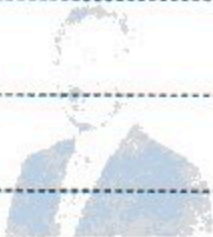
2024年2月10日（土）14時00分

参加申込書

送信先：松原病院 FAX 076-231-4110

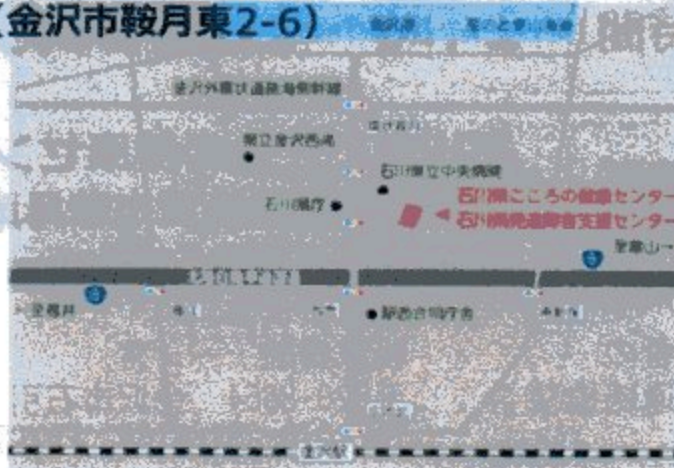
送信日時： 年 月 日

メールの方は→ contact@ishikawa-mentalhealth.net

氏名	所属・連絡先 (無記名でもかまいません)
	

※ 席の準備のため、事前に参加申込をお願いします。
当日参加も可能です。

石川県こころの健康センター
2階研修室（金沢市鞍月東2-6）



※こころの健康センターと石川県立総合看護専門学校の
駐車場をご利用ください。

精神障害者保健福祉手帳 と経済的支援

名家連ニュース

令和5年9月21日(木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 952号

青木聖久教授（全国精神保健福祉会連合会理事）の情報提供

中央法規出版の「けあサポ」において、専門職向けに連載(計6回)を始めることになりました。また、中央法規出版さんより拡散もOKと了解をいただいておりますので、ご遠慮なく、転送等をしていただければと存じます。

◆「生きる・暮らす・よりよく暮らす」を実現するための経済的支援 ◆

第3回:自治体独自の医療費助成—自己負担がゼロ、あるいは大幅に軽減されたなら

第4回:12 府県 462 市町村における医療費助成の実態調査結果

第5回:12 府県 462 市町村における医療費助成の調査結果からの考察

2024年2月10日

石川県精神保健福祉家族会連合会

> ☆☆☆ <

青木 聖久 (あおき きよひさ)



地域に根ざし、世界を自さす「ふくしの総合大学」
日本福祉大学 Since 1953

〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田

電話 : 0569-87-2211 (代) 電話 : 0569-87-2341 内線 6406 (直)

FAX : 0569-87-1690 携帯 : 090-5977-4670

E-mail : aoki@n-fukushi.ac.jp

◇ このアドレスに届いたメールは大学や自宅で見れるように設定しています

日本福祉大学 URL

名家連ニュース

令和5年9月30日(土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.955号

◆「生きる・暮らす・よりよく暮らす」を実現するための経済的支援 ◆

第3回：自治体独自の医療費助成—自己負担がゼロ、あるいは大幅に軽減されたなら

日本福祉大学 青木聖久

経済的支援の一つの側面が出費の軽減です。「精神・発達障害がある人の経済的支援ガイドブック」では、人が生きるというレベルに必要な要素として「医・衣・食・住」をあげ、人が暮らすというレベルに必要な要素として「居・飾・職・仲」をあげています。



◆「医・衣・食・住」と「居・飾・職・仲」

まずは「医・衣・食・住」について少し解説をします。精神障害がある人は疾患と障害が併存していることが多く、継続的な医療が欠かせません。これが「医」です。加えて、「生きる」には衣服の「衣」、食べ物の「食」、住まいの「住」が不可欠です。とはいうものの「医・衣・食・住」は暮らしの目標にはなりません。では、どのような要素が暮らしの目標になるのでしょうか。それが「居・飾・職・仲」だと考えられます。安心できる居場所としての「居」、生活の彩り・飾り、生活の質の向上としての「飾」、さらには生きがい自己有用感につながる職業(報酬を伴わないアンパイドワークを含めて)としての「職」、そして暮らしを共感しあえる仲間としての「仲」です。

◆ 継続的な医療が安心して利用できれば

「医・衣・食・住」と「居・飾・職・仲」は、すべてが重要です。ただ、生きるレベルで不可欠な要素である「医」は、ややもすると経済的な理由から医療機関の受診を躊躇してしまう状況にある人がいます。例えば、精神科の外来に通院したとします。その際、実際に医療機関が保険適用できる医療費(医療機関の収入)が10,000円だとしても、患者は全額を支払うわけではありません。健康保険証や国民健康保険証などを持参すること(保険適用)によって、多くの場合、自己負担は3割の3,000円ですみます。それでも、通院が月に20回に及べば負担は60,000円となりますから、かなりの痛手です。



◆ 自立支援医療

そこで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく「自立支援医療」(国の制度)を申請し、適用されれば、所得状況によって、負担は月額2,500円から総医療費の1割負担ですむこととなります。先ほどのケースでいえば、月額60,000円が2,500円ですめば、負担の大きな軽減になることがわかります。ところが、自立支援医療は精神科の通院にしか適用されないということです。そのため、診療科の制限がなく、さらに、通院や入院にかかわらず、医療費助成を受けられるようにしたいと多くの人願っているのです。

◆ 自治体の条例による医療費助成

入院や精神科以外の通院に対する費用を助成する国の制度はありません。そこで、自治体(市町村)が「福祉医療」や「重度心身障害者医療費助成」といった名称で条例によって実施しているのが医療費助成です。自治体の行う医療費助成には4つの区分があります。それが、①精神科の通院、②精神科の入院、③精神科以外の通院、④精神科以外の入院です。

◆ 12府県の462市町村への医療費助成の実態調査

2021(令和3)年の秋に、①精神障害者保健福祉手帳による、②市町村独自の医療費助成の実態を調査しました。調査にあたり、全国精神保健福祉会を通じて、医療費助成の先進的な取組をしている県が4つ(山梨県、岐阜県、奈良県、愛知県)あることがわかりました。

そこで、調査の対象地域をこれら4県を含む中部甲信及び近畿の12府県、計462の市町村としました。調査対象を12府県462の市町村としたのは、医療費助成というしくみの到達すべきあり方を知るにあたって、一定の目標となるような自治体(都道府県・市町村)が含まれていることが望ましいと考えたからです。

◆ なぜ精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者にこだわるのか

医療費助成について目指しているのは、手帳1級・2級所持者が①～④の範囲の助成を受けられることです。では、なぜ手帳1級・2級所持者にこだわるのかを説明します。

2020(令和2)年度における手帳交付者数は1,180,269名で、その内訳は1級が128,216名(約11%)、2級が694,351名(約59%)、3級が357,702名(約30%)です。本来、手帳等級に関係なく医療費助成を受けられることが望まれるところですが、少なくとも1級・2級の交付を受けた人が医療費助成の対象になれば、約7割がカバーされることとなります。

◆ 医療費助成の実施主体は市町村なのに、なぜ都道府県の取り組みが重要なのか

一方、医療費助成は、都道府県がその実施にあたり、「要綱」を定めることで、市町村は医療費助成を実施した場合、基本的にその費用の2分の1について都道府県から補助を受けられることができるというしくみです。なお、地方公共団体が一定の決まりなどを制定する場合、①条例、②規則、③要綱という3つの種類(段階)があります。このうち、最も法的な強制及び法的効果を伴わないのが「要綱」とされています。市町村の医療費助成にあたり、都道府県が要綱を作成しているところが大半を占めているようです。

都道府県が要綱を定めているかどうかは、医療費助成の実現にあたり、市町村の財政面に大きな影響を及ぼします。なお、東京都や大阪府をはじめ、多くの都道府県が要綱を定めているものの、その多くは、手帳1級のみを対象にしています。本来、都道府県の定める要綱において、手帳1級・2級所持者を対象としていることが望ましいといえます。

◆ 医療費助成の先進県の山梨県、岐阜県、奈良県

現在、私が知っている限り、①～④のすべて(手帳1級及び2級所持者に対する全診療科)を医療費助成の対象としている都道府県は、山梨県、岐阜県、奈良県の3つです。一方、都道府県が要綱を定めていない(都道府県による2分の1の補助がない)にもかかわらず、手帳1級及び2級所持者に対して、①～④のすべてを、医療費助成の対象としている市町村もあります。その調査の結果については、連載の第4回と第5回でお伝えします。

名家連ニュース

令和5年10月8日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.957号

◆「生きる・暮らす・よりよく暮らす」を実現するための経済的支援◆

第4回：12府県462市町村における医療費助成の実態調査結果

日本福祉大学 青木聖久

2021(令和3)年に実施した、12府県(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、山梨県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県)における、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者に対する医療費助成の実態調査の結果(適用範囲)を紹介します。

1. 12府県の調査結果

◆ 手帳1級及び2級所持者に対する医療費助成(福祉医療)の適用範囲

府県の定める要綱が、手帳1級及び2級所持者に対して、①精神科の通院、②精神科の入院、③精神科以外(一般科)の通院、④精神科以外(一般科)の入院というようにすべての範囲(以下、①～④の範囲)について対象としているのは岐阜県、山梨県、奈良県の3県でした。

また、①～④の範囲のすべてではないにせよ、手帳1級及び2級所持者を対象としているのが愛知県(①精神科の通院、②精神科の入院)、長野県(①精神科の通院、③一般科の通院)、滋賀県(①精神科の通院)です。それ以外の府県には、手帳1級所持者についてのみ①～④の範囲を対象とする場合や要綱がないという結果でした。

◆ 手帳1級及び2級所持者を対象に医療費助成の要綱等があったのは半数の6県

したがって、部分的に対象とするものを含めれば、①～④の範囲について、手帳1級及び2級所持者を対象として要綱を定めているのは、12府県のうち半数の6県(岐阜県、山梨県、奈良県、愛知県、長野県、滋賀県)ということになります。

なお、手帳1級所持者に対してのみ、①～④の範囲のすべて、あるいは、一部について要綱を定めているのは、三重県、静岡県、大阪府、和歌山県、兵庫県の5府県でした。

◆ 要綱等の定めは助かるものの、独自に市町村が基準を定めることは可能

ただし、これらはいくまでも都道府県が要綱によって定めている場合にすぎません。都道府県が要綱を定めていれば、市町村が医療費助成を実施する場合に、その費用の半額を都道府県は補助することになります。ただし、要綱の定める範囲を超えて、市町村が独自に医療費助成を実施していることも決して珍しいことではありません。

2. 市町村の調査結果

◆ 岐阜・山梨・奈良・愛知の市町村が、手帳1級及び2級所持者に対するすべての範囲での医療費助成を実施

岐阜県、山梨県、奈良県では、県が要綱を定めていることもあり、すべて



の市町村が、①～④の範囲について、手帳1級及び2級所持者に対する医療費助成を実施しています。岐阜県の一部の市町村では、手帳3級所持者に対して、独自に医療費助成を実施しています。なお、愛知県の実態は、他障害者は障害者医療費助成制度で障害程度中度までを対象に全科無料の医療費助成を定めていますが、精神障害者は精神科のみに限定しています。しかし、市町村家族会が一般診療の医療費を市町村で全額負担して「他障害同等の医療費助成の実現」を「議会」に働きかけてきた結果、全科対象の医療費助成が次々と実現されてきました。調査の結果、岐阜県・山梨県・奈良県に続き愛知県の「全市町村」においても①～④の範囲で、手帳1級及び2級所持者(3級所持者も一部市町村では対象)の全科対象の医療費助成が実施されていることとなります。

◆ 県の要綱等によらず手帳1級及び2級所持者に一部の市町村が医療費助成を実施

長野県では、6割以上の市町村が、①～④の範囲について、手帳1級及び2級所持者を対象とする医療費助成を実施しています。手帳3級所持者に対して、医療費助成を実施している市町村も少なくありません。なお、長野県には、②精神科の入院、④精神科以外(一般科)の入院については、要綱に規定がありません。したがって、入院については市町村が全額を支出して、医療費助成を実施していることとなります。

また、長野県ほど多くはないものの、三重県、滋賀県、和歌山県、兵庫県の一部の市町村においても、①～④の範囲について、手帳1級及び2級所持者を対象とする医療費助成を実施していました。これらの県では、医療費助成にかかる要綱を定めていませんから、市町村の支出割合がより高いこととなります。



◆ 支援者に伝えたいこと

これらの調査結果をふまえ、ぜひとも、支援者に伝えたいことがあります。それは、市町村が医療費助成を実施していない場合であっても、単に「残念なこと」で終わらせないということです。そこで、以下の4点について提案します。

① 市町村や都道府県に問い合わせることは実践のひとつ

医療費助成については、ソーシャルワーカー、市町村の福祉課の職員でも知らない場合が少なくありません。一方で、行政は市民の声を無視することができません。行政機関に極端に言えば、毎日のように医療費助成に関する問い合わせがあれば、検討課題のひとつとしてとりあげる可能性が出てくるかもしれません。

まずは医療費助成について市町村に問い合わせ、必要に応じて、実現に向けた勉強会をしてもらえればとてもうれしいです。少なくとも、市町村に問い合わせるだけでも、ひとつの実践だといえるでしょう。

② 他の市町村、ほかの障害との比較検討



ぜひ、ここまでで紹介した医療費助成の実態について、支援者同士で共有し、必要に応じて、行政等に伝えてください。また、ほかの障害に目を向けると、身体障害者手帳1・2級、療育手帳(自治体によっては、愛護手帳、愛の手帳)の重度判定区分(A、A1、1度、2度など名称はさまざま)所持者を対象とする医療費助成については、都道府県が要綱などを作成しているはずで、自身の都道府県や市町村以外の自治体、ほかの障害と比較し、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者での可能性を探ってください。

③ 家族会の取り組み

全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)では、医療費助成を最重要課題のひとつと位置づけています。それぞれの都道府県の連合会も同様です。ぜひ、みなさんが所属している職能団体等で情報を共有し、そのうえで都道府県の家族会連合会と意見交換から始めてください。

④ 医療費助成の意味と意義の明確化

なぜ、医療費助成は意味があるのでしょうか。仮に実現すれば、どのような意義があるのでしょうか。いや、仮に実現しなくとも、きっと、その実現に向けたプロセスのなかに、貴重な意義が見出せることになるでしょう。

そして、これらを吟味することで、精神障害がある人や家族の心情に対する理解が深まることになるはずです。



❖ 医療費助成運動・障害年金受給支援・親亡き後問題・家族相談活動

当連合会作成の資料紹介—ご希望者は下記 mail へご連絡下さい

(資料はパワーポイントです。参考までに地域別の生活保護額の自動計算式も送信します。)

連絡先:名古屋市精神障害者家族会連合会事務局 堀場洋二

自宅 mail:horiba@sc.starcat.ne.jp 携帯 TEL 090-3480-1541

令和5年2月26日 神戸市精神障がい者家族会
連合会 医療費セミナー

令和5年2月26日 神戸市精神障がい者家族会
連合会 医療費セミナー

医療費セミナー 主催:神戸市精神障がい者家族会連合会
令和5年2月26日(日) 会場:神戸市立総合福祉センター

医療費助成の実現を目指して

—名古屋市精神障害者家族会連合会の活動体験—

話題提供者 名家連事務局 堀場洋二



障害年金受給 家族の心得

～私たち家族も賢くなりましょう～



名古屋市精神障害者家族会連合会事務局 堀場 洋二

令和5年10月12日 三重県名張市家族会学習会

三重県名張市家族会主催 令和5年10月12日(木)13時～15時
テーマ:親亡き後に備えて 会場:名張市総合福祉センターふれあい

「親亡き後」に備えて

～親が元気なうちに解決したいこと～

話題提供者 堀場 洋二
名古屋市精神障害者家族会連合会事務局
(ADF幹事会議員・名家連会長・名家連副会長兼任)



名古屋市精神障害者家族ピアサポート総合事業
第17回 家族相談員スキルアップ研修会

家族による家族相談活動の振り返り

話題提供者 池山 豊子
名古屋市精神障害者家族会連合会副会長



次回は「第5回所得保障の整理と活用の実際—国の制度と自治体の制度の両方に目を向けて」を掲載

名家連ニュース

令和5年10月9日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 958 号

◆ 「生きる・暮らす・よりよく暮らす」を実現するための経済的支援 ◆

第5回：12府県462市町村における医療費助成の調査結果からの考察

日本福祉大学 青木聖久

第5回は12府県462市町村に対する調査結果を踏まえた考察内容をお伝えします。皆さんの地域で精神障害者保健福祉手帳(以下、手帳)1級及び2級所持者に対する①精神科の通院、②精神科の入院、③精神科以外(一般科)の通院、④精神科以外(一般科)の入院、というすべての範囲(以下、①～④の範囲)での医療費助成の実現につながればと願うばかりです。

◆ 医療費における医療保険証、自立支援医療(精神通院)との関係

連載の3回目で医療費の自己負担、自立支援医療について紹介しました。例えば、精神科通院医療費が10,000円だった場合、健康保険や国民健康保険等の保険証で自己負担は3割、3,000円で済みます。自立支援医療を申請すれば、月額上限額が2,500円～総医療費の1割になります。仮に、1割負担であれば1,000円です。ここまで、よろしいでしょうか。

◆ 自立支援医療を必須にしていない市町村

調査を通じて、手帳1級及び2級所持者に対して、①～④の範囲について、医療費助成を実現している岐阜県・山梨県・奈良県のすべての市町村では、必ずしも自立支援医療の利用を要件にしていないことがわかりました。



仮に、自立支援医療の利用を医療費助成の要件にすれば、精神科の通院に限られるものの、例えば保険適用分の医療費のうち、その7割が医療保険から給付され、自立支援医療で2割が給付された場合、市町村の負担は1割(岐阜県・山梨県・奈良県の3県は要綱を定めていまずから、その2分の1を県が補助し、市町村の負担は0.5割)ですむこととなります。

一方、自立支援医療の利用がなければ、市町村の負担は3割(都道府県が要綱を定めていれば1.5割)となります。

◆ 医療費助成(福祉医療)を実現するために自立支援医療の有効活用を

財政面からすれば、利用できる社会制度を順番に使い、最後に残った部分のみ負担すれば、市町村の負担は最小限ですみます。実際、医療費助成の実施に二の足を踏む背景として、財源の問題があることはいうまでもありません。そう考えれば、精神科の通院に限られるものの自立支援医療を医療費助成を利用する際の要件にして有効活用できれば、市町村の負担はかなり減少します。従って、手帳1級及び2級所持者に対して、医療費助成について要綱を定めていない都道府県においては、まず、①精神科の通院から始めてもらえればと思います。

◆ 滋賀県は自立支援医療を必須にした医療費助成方式

実際、滋賀県では要綱で、自立支援医療の利用を、医療費助成の要件として定めています。したがって、滋賀県内の市町村における、医療費助成(手帳1級及び2級所持者に対する精

神科の通院に対する給付：自己負担なし)の流れは次のようになります。

- ① 精神科の通院において、利用者は自立支援医療を必須として申請する。
- ② その結果、利用者の自己負担分は(所得に応じて)2,500円、5,000円、10,000円、総医療費の1割等になる。
- ③ 市町村が「手帳1級及び2級所持者に自己負担分を給付する」という条例を定めることによって、その自己負担分に対して市町村が医療費を給付する。
- ④ その場合、滋賀県の定める要綱に基づき、最終的な市町村の負担額は2分の1になる。



まさに、滋賀県の取り組みは、自立支援医療を優先した形での医療費助成だといえます。まずは、ここから始めてもらえればと思います。

◆ 手帳1級及び2級所持者に対する要綱等の存在の意義

愛知県の要綱では、手帳1級及び2級所持者の①精神科の通院、②精神科の入院のみを医療費助成の対象にしています。県下の市町村では、③精神科以外(一般科)の通院、④精神科以外(一般科)の入院を含め、①～④の範囲について医療費助成を実施しています。

一方、長野県の要綱では、手帳1級及び2級所持者に対して、①精神科の通院、③精神科以外(一般科)の通院を、医療費助成の対象としているものの、約63%にあたる25の市町村が、①精神科の通院、②精神科の入院、③精神科以外の通院、④精神科以外の入院を含めた、①～④の範囲について医療費助成を実施しているのです。さらに、両県のいくつかの市町村では、①～④の範囲について、手帳1級・2級だけでなく3級まで医療費助成の対象としています。これらを見れば、市町村は必ずしも県の基準にしばられていないことがわかります。

◆ 市町村の規模や財政状況と医療費助成の実施は別物

すでに紹介したとおり、長野県では25の市町村が、①～④のすべての範囲について、医療費助成を実施しています。実は、その25の市町村のうち、10の市町村については、手帳の3級も対象に、①～④のすべての範囲について、医療費助成を実施しています。

しかも、それらの10の市町村の内訳をみると、1市、2町、7村となります。これら10の市町村の財政状況まで調べることはできなかったものの、間違いなくいえることは、小規模市町村が手帳1級・2級・3級を対象とする医療費助成を実施しているという事実です。

医療費助成を実施している背景として、これらの市町村はきっと、財政とは別の視点からその意義を見出しているのではないのでしょうか。

◆ 静岡県の市町村の特徴ともいえる精神科の入院に対する医療費助成

今回の調査において、当初知りたかったことは、手帳1級及び2級所持者に対して、①精神科の通院、②精神科の入院、③精神科以外(一般科)の通院、④精神科以外(一般科)の入院において、どれぐらいの市町村が医療費助成を実施しているのかということでした。

調査を通じて、意外な取り組み状況を知ることができました。



そのひとつが、静岡県内の市町村の取り組みです。静岡県では、ほとんどの市町村が精神科の入院に対する助成事業を実施しています。具体的には、市町村間で差があることは否めないものの、月額上限1万円～5分の3を助成しています。このように、精神科の入院医療に焦点を当てた取り組みは大きな特徴だといえるでしょう。

3 出費(支出)を減らす・家計の負担を軽くする ③ 医療費助成制度(自治体独自の医療費助成制度)

■制度の概要

自治体独自の制度として、子ども、障害者、母子・父子家庭、所得の低い高齢者等に対し、保険診療の一部負担金に相当する額について給付を行う事業があります。ここでは、精神障害がある人の医療費助成を取り上げます。

自立支援医療(精神通院医療)の自己負担分に対し、全額もしくは一部を助成しているほか、精神障害者保健福祉手帳(障害年金受給者の場合も有)を所持している人に対して、精神科以外の通院費や入院費を助成している自治体もあります。自治体によってその対象、範囲に差があることは否めませんが、自治体単位の医療費助成制度は、精神障害がある人にとって大変重要な制度です。

■制度の特徴

自治体独自の医療費助成には2つの特徴があります。1つ目は、「福祉医療」「重度心身障害者医療費助成」あるいは精神障害を別建てにして、「精神障害者医療費助成制度」等のさまざまな名称があることです。2つ目は、都道府県が医療費助成についてその要綱をつくっている場合、都道府県が基本的に2分の1の費用を負担するため、市町村が医療費の助成を実施しやすくなっているということです。

■申請要件

対象者は、自治体ごとに異なります。

■基本的な手続きや実施機関(相談窓口)

市町村の担当課が窓口です。

■根拠

各自治体の条例等

精神・発達障害がある人の

経済的支援 ガイドブック

障害年金
と
生活保護

遺言

税
などの

しくみ
と
手続き

C3036 ¥3200E

精神障害・発達障害がある人の
生活を支える経済的支援のポイントを

80のQ&Aで紹介

障害年金、生活保護、雇用保険、労災、遺言、
高額療養費、心身障害者扶養共済制度、
税(所得税、住民税、相続税、自動車税)と控除

そのしくみと
手続きから
家計管理の
支援まで

中実法規



「精神障害者保健福祉手帳」所持者に対する 医療費助成(福祉医療)の実施状況

— 12府県内の市町村からの調査結果を中心に —

報告書

2023年1月

青木 聖久
(日本福祉大学)

いしかれん (石川県精神保健福祉家族会連合会) からお知らせ 「精神障害者生活実態調査報告書」ができました。

今回の調査で、精神障害者とそのご家族の多くが低収入のために、苦しい経済状況に追い込まれている実態が明らかとなりました。早急に支援策を検討する必要があります。特に、経済的な実情から、一般科の受診を控えている実態が明らかとなりましたので、先ず医療費助成の拡大から検討されるべきと、まとめられています。

詳細は「石川メンタルヘルスネット
(<https://ishikawa-mentalhealth.net>)」に掲載しており、ダウンロードできます。



精神障害者生活実態調査報告書

多くの精神障害者が経済的に困窮している現状から
医療費の助成を拡大する必要があります



石川県における精神障害者の
医療費助成の拡大を求める連絡協議会

2023年8月

(3) -1 手帳の級 n=383

